

8月上旬～ 地方自治体・関係団体の意見照会①

- ①児童福祉施設における感染防止対策・指導監査に対する意見照会（別紙参照）
- ②感染防止対策の普及促進に向けての御意見

10月頃 第2回検討会

- ①自治体・事業者ヒアリングの結果
- ②第1回の議論及びヒアリングを踏まえた対応の骨子案の提示

10月頃～11月頃 地方自治体・関係団体の意見照会②

- ・骨子案に対する意見照会

12月頃 第3回検討会

- ・とりまとめ

（年末目途 感染防止マニュアル、業務継続計画のガイドラインの公表）

（令和4年3月目途 関係法令等の改正（必要に応じて））

（令和4年4月～ 新たな基準に基づく感染防止対策、指導監査の実施）

- 児童福祉施設における感染防止対策について、新型コロナウイルス感染症の流行の状況、介護、障害福祉サービスにおける対応等を踏まえ、以下についてどのように考えるか
 - ・ 障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、平時からの感染症等のまん延防止の観点から、例えば、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること
 - ・ 障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、感染症流行時の業務継続の観点から、例えば、業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること

※仮に努力義務化する場合には、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において整備する予定の感染防止マニュアル、業務継続計画のガイドライン・ひな形の活用を想定。

※努力義務化された事項について、児童福祉施設の指導監査の項目に追加することを想定。

- 児童福祉施設に対する指導監査について、新型コロナウイルス感染症の流行の状況、他の福祉施設についての対応等を踏まえ、児童福祉法施行令第38条の、「1年に1回以上」「実地につき」の要件について例外的に書面による監査等を可能とすることについて、どのように考えるか

※仮に、例外的な運用を可能とする場合には、

- ・ 前年度の実地による監査の結果、適正な運営が概ね確保されている施設については、書面による監査を可能とし、
 - ・ それ以外の場合であっても、都道府県内、施設所在地の感染症の流行状況からみてやむを得ない場合は、直近の監査等で大きな問題が確認されていない施設に限り、書面による監査を可能とする
- 旨を、児童福祉行政指導監査実施要綱において示すことを想定。